平成２５年（フ）第９７７号
北海道江別市向ケ丘14番地の４
債務者　佐藤　トメ
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９１号
札幌市清田区北野３条５丁目６番８号
債務者　澤山　誠司
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９４号
札幌市南区定山渓温泉西４丁目361番地　定山渓ビューホテル従業員宿舎501号
債務者　成毛美知子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１０号
北海道北広島市大曲並木２丁目３番地１　サーム広島インター1120号
債務者　金澤　曜子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２０号
札幌市白石区北郷８条４丁目２番25号　フジエール８・４―101号
債務者　村上　信吉
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２２号
北海道石狩市花川北７条２丁目14番地　センターコート花川Ａ―205
債務者　岡信きゑ子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３４号
札幌市中央区北12条西16丁目１番23号　アルジャンテ桑園Ａ棟106号
債務者　福富眞由美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４７号
札幌市南区真駒内本町７丁目２番１号　マンション真駒内公園管理事務所105号、住民票上の住所北海道美唄市西４条北７丁目５番17号
債務者　村上　健一
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
山形県酒田市こがね町１丁目５番地の７　Ｍ．Ｃコガネハイム102号、前住所山形県酒田市新堀字前岡207番地
債務者　菅原　正治
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第３３号
福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字村西22番地、前住所福島県喜多方市字通船場230番地
債務者　鈴木　康大
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
栃木県那須塩原市西赤田242番地２　ボーン・エリザＡ―101号、前住所栃木県那須塩原市北二つ室348番地19　ニューウイングコーワＡ―103号
債務者　相馬　陽子（旧姓針ケ谷）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１８号
千葉県香取郡多古町多古2725番地４
債務者　並木　光子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４２号
千葉県大網白里市四天木322番地５
債務者　斎藤　貞子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第５７号
千葉県大網白里市みずほ台１丁目36番地10
債務者　畠山　重明
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
千葉県旭市仁玉573番地２
債務者　加瀬　貴博
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
千葉県旭市仁玉573番地２
債務者　加瀬美奈子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６４号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―８―306
債務者　脇坂　久夫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部